証券コード　3469
2024年９月11日
（電子提供措置の開始日　2024年９月４日）

株　主　各　位

東京都中央区日本橋久松町４番７号
株式会社デュアルタップ
代表取締役社長　臼　井　貴　弘

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.dualtap.co.jp

※上記ウェブサイトにアクセスのうえ、メニューより「IR情報」、「IRニュース」、「IR資料」を順に選択いただき、ご確認ください。

【東証ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※銘柄名（デュアルタップ）又は、証券コード（3469）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、2024年9月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕
後記「インターネットによる議決権行使のご案内」（３頁）をご確認のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

〔書面による議決権行使の場合〕
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2024年９月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
2．場　　所　東京都中央区日本橋人形町一丁目１番17号　日本橋社会教育会館　８階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
※前回と会場が異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。
3．目的事項
報告事項　1．第18期（2023年７月１日から2024年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第18期（2023年７月１日から2024年６月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

4．招集にあたっての決定事項
（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
（2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合には、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（3）インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（4）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①事業報告の「業務の適性を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②連結計算書類の「連結注記表」・計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告・連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

2024年９月25日（水曜日）
午後５時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

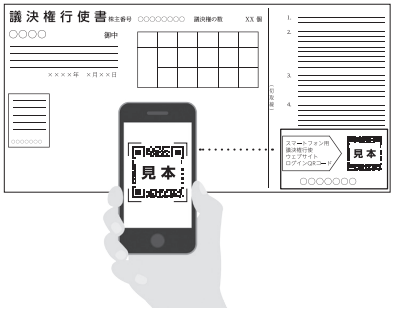

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　年末年始を除く 午前９時～午後９時）

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

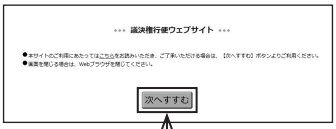

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

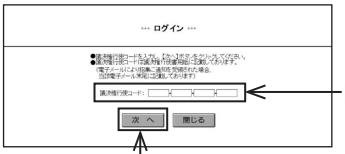

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

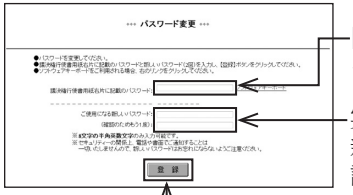

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

事　業　報　告

（2023年７月１日から
2024年６月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年７月１日～2024年６月30日）における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しや、インバウンドの回復等により、経済活動も活発化し始めました。今後更なる景気回復が期待されますが、長期化するロシアによるウクライナ侵攻等の地政学リスクや世界的な物価上昇、金融引締政策、円安等、様々な動向に注視していく必要があると考えております。

首都圏の新築分譲マンション市場は、2024年７月22日に発表された「首都圏新築マンション市場動向2024年上半期」（株式会社不動産経済研究所）によると、2024年上半期（1～6月）の供給戸数が9,066戸で、前年同期比13.7％減と４年ぶりの１万戸割れとなりましたが、平均販売価格が平米単価115.7万円と高値を維持しております。また、2024年７月18日に発表された「2024年4-6月の首都圏不動産流通市場動向」（東日本不動産流通機構）によると、首都圏における中古マンションの成約件数は6.3％増加し、平米当たりの成約単価も77.5万円と47カ月連続で上昇しています。

当社グループの属する資産運用型マンション市場の動向としては、2024年4月26日に公表された「住民基本台帳人口移動報告2023年（令和５年）結果(移動率)」（総務省統計局）によると、東京都の人口は、2024年３月の転入者数は前期比0.5%増で東京都への移動の動きが徐々に活発になり、特に年代別では、20代の転入超過数が最も多くなっております。人口流入が少しづつ回復し始めているように、都内の賃貸物件は徐々に需要が上がってきており、賃料も緩やかではありますが上昇し始めております。今後も、賃貸マンションの需給バランスは急激に変化することは想定されず、マンションの資産性は維持されるものと考えられます。

このような事業環境の中、当社グループは「23区・駅近・高機能マンション」をコンセプトに、資産運用型マンション「XEBEC(ジーベック)」の開発・分譲を行ってまいりました。(※ 当社では「駅近」とは駅徒歩10分以内の距離としております。)

新たに価値のある商品を提供するとともに、資産運用中のバリューアップに貢献する様々なオペレーションを展開してまいりました。その結果、「XEBEC(ジーベック)」シリーズは、投資商品としての資産価値を向上させ、安定収入が見込めるマンションブランドとして、投資家様より高い評価をいただいております。

なお、当社グループの主力事業である不動産販売事業における収益物件の販売は、顧客への物件引渡しをもって売上が計上されます。そのため、物件の竣工や引越しのタイミングにより四半期ごとの業績に偏重が生じる傾向があります。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高51億72百万円（前期比40.0％減）、営業損失２億55百万円（前期は、営業利益３億7百万円）、経常損失３億31百万円（前期は、経常利益２億72百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は３億86百万円（前期は、親会社に帰属する当期純利益１億92百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（不動産販売事業）

不動産販売事業においては、資産運用型マンション「XEBEC（ジーベック）」に加え、中古マンションを取り扱ってまいりました。個人投資家だけでなく、上場リート、私募リート、不動産ファンド、企業法人等、様々な販売チャネルの拡大に努めてまいりました。

当連結会計年度は、プロジェクト利益率を重視し、大型案件の決済を2025年６月期に延期いたしました。

以上の結果、売上高37億31百万円（前期比48.5％減）、セグメント損失２億90百万円（前期は、セグメント利益２億72百万円）となりました。

（不動産管理事業）

不動産管理事業は、賃貸管理事業及び建物管理事業より構成されております。当連結会計年度は、賃貸管理において、募集賃料の見直し及び空室率の低減に注力し、管理物件の資産性向上を図ってまいりました。建物管理においては、当社が分譲した物件以外の新規契約獲得を推進してまいりました。また、不要な管理コストの削減に努めてまいりました。

以上の結果、売上高11億11百万円（前期比1.0％増）、セグメント利益41百万円（前期比32.5％減）となりました。

（海外不動産事業）

海外不動産事業においては、マレーシア国内の建物管理事業では、住宅だけではなく商業施設等の管理推進を図り、管理戸数が１万戸を超えました。

当連結会計年度は、2022年９月よりG7 PROPERTIES SDN.BHD.を連結子会社に収め、首都クアラルンプールにて事業の拡大に努めております。

以上の結果、売上高３億19百万円（前期比41.5％増）、セグメント損失９百万円（前期は、セグメント損失24百万円）となりました。

（営業支援事業）

営業支援事業においては、法人向けに営業活動全体のコンサルティング事業を行っております。主に製造、技術等に経営資源を集中している企業に対して、営業戦略の立案、営業人員の採用、ターゲット企業の選定から企業へのアプローチや営業代行等、コンサルティングから現

場レベルのBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）まで総合的な支援を行っております。

営業支援事業を営んでおりました株式会社デュアルタップグロウスは、当連結会計年度をもって連結の範囲から除外され、３カ月の反映にとどまっております。

以上の結果、売上高９百万円（前期比80.9%減）、セグメント損失５百万円（前期は、セグメント損失８百万円）となりました。

事業別売上高

事業区分	第17期（2023年６月期）（前連結会計年度）		第18期（2024年６月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
不動産販売事業	7,248百万円	84.0%	3,731百万円	72.1%	△3,516百万円	△48.5%
不動産管理事業	1,100	12.8	1,111	21.5	10	1.0
海外不動産事業	225	2.6	319	6.2	93	41.5
営業支援事業	52	0.6	9	0.2	△42	△80.9
合計	8,627	100.0	5,172	100.0	△3,454	△40.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、1,269百万円であり、その主なものは、当社グループ事業の更なる拡大を見据えた本社（日本橋）の自社ビル取得で1,264百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における自社ビルの取得資金として、金融機関からの借入金により調達いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 15 期 (2021年６月期)	第 16 期 (2022年６月期)	第 17 期 (2023年６月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2024年６月期)
売上高 (千円)	6,147,971	10,756,498	8,627,015	5,172,911
経常利益又は経常損失（△） (千円)	60,175	95,393	272,751	△331,706
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） (千円)	11,931	57,754	192,507	△386,720
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	3.48	16.83	56.08	△112.53
総資産 (千円)	7,387,339	5,034,147	5,277,312	5,996,235
純資産 (千円)	2,034,840	2,046,789	2,201,703	1,788,171
１株当たり純資産額 (円)	591.08	594.68	639.47	514.68

（注）１．１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．第16期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を適用しており、第16期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 15 期 (2021年６月期)	第 16 期 (2022年６月期)	第 17 期 (2023年６月期)	第 18 期 (当事業年度) (2024年６月期)
売上高 (千円)	5,847,481	10,376,213	8,160,161	4,635,881
経常利益又は経常損失（△） (千円)	69,999	61,268	275,799	△354,301
当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	6,032	31,356	213,954	△391,892
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	1.76	9.14	62.33	△114.04
総資産 (千円)	7,368,800	4,952,072	5,167,583	5,889,996
純資産 (千円)	2,012,064	2,003,018	2,175,887	1,755,283
１株当たり純資産額 (円)	584.44	581.93	632.18	506.28

（注）１．１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．第16期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を適用しており、第16期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社デュアルタップコミュニティ	10,000千円	100.0%	資産運用型マンションの建物管理を行っております。
株式会社建物管理サービス	5,000千円	100.0	マンションの建物管理を行っております。
株式会社Dualtap International	9,000千円	100.0	当社販売物件を海外投資家に紹介し、海外物件を国内投資家へ紹介しております。
DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.	500千 ﾏﾚｰｼｱﾘﾝｷﾞｯﾄﾞ	100.0	マレーシア　ジョホールにおいて、建物管理を行っております。
G7 PROPERTIES SDN. BHD.	100千 ﾏﾚｰｼｱﾘﾝｷﾞｯﾄﾞ	99.0 (99.0)	マレーシア　クアラルンプールにおいて、建物管理を行っております。
AKINITI MANAGEMENT SDN. BHD.	100 ﾏﾚｰｼｱﾘﾝｷﾞｯﾄﾞ	0.0 [80.0]	マレーシアにおいて、PROPERTY MANAGEMENTのライセンスを保有しております。

（注）1．当事業年度末日における特定子会社はありません。
2．G7 PROPERTIES SDN. BHD.の当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合であり、AKINITI MANAGEMENT SDN. BHDの議決権比率の[ ]は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
3．当社は当連結会計年度において、営業支援事業を営んでいた当社連結子会社の株式会社デュアルタップグロウスの全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題について、その内容と対処方針等は以下のとおりです。

1．リスクマネジメント体制の強化

世界的な新型コロナウイルス感染症が、2023年５月に5類に移行するのに伴い、経済社会活動が徐々に正常化に向い、新型コロナウイルス感染症の拡大以前に近づきつつあります。今後更なる景気回復が期待されますが、ウクライナ情勢等の地政学の不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や供給面での制約等による物価上昇のリスク、また、金融引締め政策、円安等の金融リスク、加えて、自然災害、情報セキュリティの不備等による事業に関するリスクなど多岐にわたって注意する必要があります。

当社グループが事業を成長させるには、これらのリスクの分析とリスクへの迅速かつ適切な対応及び再発防止が重要な課題と認識しており、リスクが財務状況及び経営成績に与える影響を最小限に抑える体制の強化を図ってまいります。

2．ブランド価値の向上

当社の「23区・駅近・高機能マンション」という『ブランドPR』の強化と、用地仕入れから分譲後の賃貸管理、建物管理まで一貫して手掛ける総合不動産企業としての『コーポレートPR』を強化してまいります。

3．開発物件の安定的かつ機動的な仕入体制の構築

23区、駅近という限られた範囲での開発は、厳しい仕入れ競争の中で用地情報に対してスピーディーな対応ができるか否かが重要であると考えております。当社グループでは、不動産開発において長年の実績をもつスタッフがトレンドを先読みし、その時代に合ったマンションづくりを心掛けております。

優良な新規物件を安定的に供給していくために、景況感を踏まえた合理的かつ機動的な仕入に努めてまいります。結果として自社ブランドマンション「XEBEC（ジーベック）」を安定供給させることが当社グループの成長に結びつくものと考えております。

4．優秀な人材確保及び従業員教育

当社は持続的な成長の実現に向けて、当社グループのミッションに共感し、高い専門性や技術力を有する優秀な人材の確保及び育成が重要であると認識しております。お客様にマンションを提案するためには、土地・建物の知識、宅建業法、金融、投資等、多くの知識と経験を必要とするため、社員の業務知識の獲得、専門スキルアップ、マネジメントスキルアップに重点を置き人財への投資を惜しまず、社員の意識向上に努めております。一級建築士、宅地建物取引士、マンション管理士、不動産コンサルティングマスター等の専門資格の取得を奨励し、優秀な従業員の教育と定着に努めてまいります。

5．投資用商品のバリュー確保
　当社グループが提供する資産運用型マンションにおいて、入居される方々が一番重視されるのは利便性であると考え、23区、駅近の用地仕入れを行っております。また、デザイン性や機能性も求められる時代と考えており、いかにして入居される方々のニーズに合った開発ができるかなど、立地条件や物件のクオリティを意識したマンションづくりを行っております。
　さらに、当社グループでは、賃貸管理の専門部署を設置し、最新の入居者情報を確保することにより、サブリース契約及び管理業務契約を締結している物件の入居率を高い水準で維持することに努め、投資商品としてのバリューの確保を図ってまいります。

6．財務基盤の維持・拡大
　優良な新規物件を安定・継続的に供給していくため、また、顧客資産を長期的に安定サポートしていくために、手許流動性の確保や金融機関との良好な取引関係が最重要課題と考えております。このため、一定の内部留保の確保や様々な金融手法への取組み等、財務基盤の拡充を図ってまいります。

7．コンプライアンス経営の強化
　当社グループは、企業として成長過程であることから、新規事業への取組みや、より効率的な業務フローの検討が常に社内でなされており、それに伴い内部統制システム整備・構築上の課題が継続的に発生します。当社グループは、監査等委員会監査や内部監査の過程で常に当社グループ内外の状況変化に応じた内部統制システムの仕組みを変更する必要性を検討し、その結果を経営幹部へ速やかに伝達し、対応策の早期構築を促してまいります。

⑸ 主要な事業内容（2024年６月30日現在）

事業区分	事業内容
不動産販売事業	東京23区を中心に主に「XEBEC（ジーベック）」の企画・開発を行っており、個人投資家及びリート、不動産ファンド、企業法人等に分譲しております。
不動産管理事業	当社が分譲した「XEBEC（ジーベック）」やその他資産運用型マンションの賃貸管理、仲介及び建物管理等を行っております。
海外不動産事業	「XEBEC（ジーベック）」を主として海外の富裕層向けに分譲しております。マレーシアの主要都市において、住宅や商業施設等の建物管理を行っております。また、海外物件を国内投資家へ紹介しております。
営業支援事業	主に製造、技術等に経営資源を集中している企業に対して、営業戦略の立案、営業人員の採用、ターゲット企業の選定から企業へのアプローチや営業代行等、コンサルティングから現場レベルのBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）まで総合的な支援を行っております。

（注）当社は当連結会計年度において、営業支援事業を営んでいた当社連結子会社の株式会社デュアルタップグロウスの全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

⑹ **主要な事業所**（2024年６月30日現在）

① 当社

本　　社	東京都中央区

② 子会社

株式会社デュアルタップコミュニティ	本社（東京都中央区）
株式会社建物管理サービス	本社（東京都中央区）
株式会社Dualtap International	本社（東京都中央区）
DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN.BHD.	本社（マレーシア　ジョホール）
G7 PROPERTIES SDN.BHD.	本社（マレーシア　クアラルンプール）
AKINITI MANAGEMENT SDN.BHD.	本社（マレーシア　ジョホール）

（注）当社は当連結会計年度において、営業支援事業を営んでいた当社連結子会社の株式会社デュアルタップグロウスの全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

⑺ **従業員の状況**（2024年６月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
不動産販売事業	8 (1) 名	4名減 (1)
不動産管理事業	10 (—)	1名増 (—)
海外不動産事業	182 (—)	14名増 (—)
小計	200 (—)	－ (—)
全社（共通）	15 (1)	4名減 (2名減)
合計	215 (2)	4名減 (2名減)

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者は除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度において、営業支援事業を営んでいた当社の連結子会社の株式会社デュアルタップグロウスは全株式を売却したため、従業員11名及びパート１名が減少しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27（2）名	9名減（1名減）	45.4歳	7.3年

（注）１．従業員数は就業人員（当社から当社子会社への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．従業員数が当事業年度において、9名減少しておりますが、これは主として営業人員数が減少したことによるものであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2024年６月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,115,086千円
株式会社SBJ銀行	929,966
株式会社山梨中央銀行	660,000
株式会社群馬銀行	303,000
株式会社きらぼし銀行	210,316

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年12月2日をもって、本社を東京都中央区日本橋久松町4番7号に移転いたしました。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2024年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　10,080,000株

② 発行済株式の総数　3,456,900株（自己株式487株を含む）

③ 株主数　13,428名（前期末比12,254名増）

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社Ｄｉｍｅｎｓｉｏｎ	1,235,000株	35.73%
臼井貴弘	181,000	5.23
ａｕカブコム証券株式会社	110,300	3.19
松永功司	60,900	1.76
野村證券株式会社	48,400	1.40
臼井英美	30,000	0.86
ライト工業株式会社	30,000	0.86
株式会社アセットリード	30,000	0.86
株式会社クラフトコーポレーション	30,000	0.86
大久保雅生	23,700	0.68

（注）持株比率は、自己株式（487株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	発行価額	払込金額	行使の条件	権利行使期間
第２回新株予約権	11個	普通株式 3,300株	－	1株当たり 506円	（注）1	2017年10月１日から 2026年３月31日まで
第３回新株予約権	670個	普通株式 201,000株	1株当たり 26.67円	1株当たり 628円	（注）1	2018年10月１日から 2027年５月28日まで

（注）１．新株予約権の行使の条件
① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使時においても当社、当社の国内子会社及び海外子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件とする。
② 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
③ この新株予約権は、新株予約権の目的である株式の時価がこの新株予約権の発行価額とその行使に際して払込みをすべき合計額を下回る場合には、行使することができない。
④ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
２．2015年２月12日付で普通株式１株につき100株の株式分割を実施したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整が行われております。
３．2018年２月９日付で普通株式１株につき３株の株式分割を実施したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整が行われております。
４．新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、上記株式分割調整後は300株であります。
５．第1回新株予約権は、当事業年度において権利行使期間が満了したため消滅しております。

② 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役（監査等委員を除く）		取締役（監査等委員）	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第２回新株予約権	－	－	5個 （1,500株）	1名
第３回新株予約権	670個 （201,000株）	1名	－	－

（注）１．取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、当社監査役の地位にあった時に付与されたものであります。
２．新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、上記株式分割調整後は300株であります。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	臼井貴弘	㈱Dualtap International 代表取締役社長 ㈱デュアルタップコミュニティ 代表取締役会長 ㈱建物管理サービス 代表取締役会長 DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD. Director
取締役	藤村由美	開発事業部長
取締役	今泉裕子	財務経理部長
取締役（監査等委員）	篭原一晃	当社監査等委員長 篭原公認会計士事務所所長 ㈱企業財務研究所　代表取締役 ジーエルサイエンス㈱　取締役監査等委員
取締役（監査等委員）	酒井康弘	㈱メディア工房取締役
取締役（監査等委員）	木呂子義之	弁護士 ㈱フィスコ 社外取締役 ATK Partners㈱ 代表取締役

（注）１．取締役（監査等委員）篭原一晃氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）の篭原一晃氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、2024年６月期の監査等委員会の組織体制としては、引き続き常勤者を置かずに非常勤者１名を監査等委員会の長に選任して監査活動を行ったことにより、常勤監査等委員体制と同水準の監査レベルを維持しております。
４．当社は、取締役（監査等委員）の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．2024年6月30日をもって、取締役今泉裕子氏は辞任により退任しております。
６．当社は執行役員制度を導入しております。2024年６月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	大野慎也	経営企画室長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、また、全ての保険料を当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年５月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

２．取締役の報酬

当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬および年次の賞与とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

３．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定するものとする。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （－）	83.1百万円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 （3）	15.6 （15.6）
合　　計 （うち社外役員）	6 （3）	98.7 （15.6）

（注）1．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年９月29日開催の第10回定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は２名であります。

3．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年９月29日開催の第10回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名であります。

4．取締役会は、代表取締役臼井貴弘に対し各取締役の月例の固定報酬および、年次の賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）篭原一晃氏は、公認会計士及び㈱企業財務研究所の代表取締役、並びにジーエルサイエンス㈱の取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）酒井康弘氏は、㈱メディア工房の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）木呂子義之氏は、弁護士及び㈱フィスコの社外取締役並びに、ATK Partners㈱の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 篭　原　一　晃	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回出席いたしました。公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的知識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、委員長として重要な審議を行うとともに、監査の遂行状況を各監査等委員に説明し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要に応じて意見を述べております。
取締役（監査等委員） 酒　井　康　弘	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員会委員長より監査の遂行状況の報告を受け、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要に応じて意見を述べております。
取締役（監査等委員） 木呂子　義　之	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回出席いたしました。企業法務における豊富な経験と弁護士として培った専門的知識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員会委員長より監査の遂行状況の報告を受け、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要に応じて意見を述べております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が15回ありました。

⑷ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

東邦監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、当該解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

（2024年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,487,005**	**流動負債**	**2,234,584**
現金及び預金	1,030,845	営業未払金	43,249
営業未収入金	81,107	短期借入金	1,076,000
販売用不動産	1,866,549	１年内償還予定の社債	10,000
仕掛販売用不動産	1,262,814	１年内返済予定の長期借入金	759,695
前渡金	152,411	リース債務	2,750
未収入金	5,191	未払金	168,324
その他	99,299	未払法人税等	5,149
貸倒引当金	△11,213	前受金	48,031
固定資産	**1,509,229**	１年内返済予定の長期割賦未払金	9,559
有形固定資産	**1,280,396**	その他	111,824
建物及び構築物	563,994	**固定負債**	**1,973,478**
土地	706,524	長期借入金	1,862,672
リース資産	7,938	受入保証金	59,616
その他	1,939	リース債務	6,364
無形固定資産	**74,855**	長期割賦未払金	43,797
のれん	71,000	繰延税金負債	1,027
その他	3,854	**負債合計**	**4,208,063**
投資その他の資産	**153,977**	（純資産の部）	
差入保証金	22,767	**株主資本**	**1,784,472**
投資有価証券	24,473	資本金	223,713
その他	106,736	資本剰余金	157,509
		利益剰余金	1,403,586
		自己株式	△336
		その他の包括利益累計額	**△5,536**
		その他有価証券評価差額金	2,330
		為替換算調整勘定	△7,867
		新株予約権	**5,360**
		非支配株主持分	**3,874**
		純資産合計	**1,788,171**
資産合計	**5,996,235**	**負債純資産合計**	**5,996,235**

連結損益計算書

（2023年７月１日から
2024年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,172,911**
売上原価		**4,329,959**
売上総利益		**842,952**
販売費及び一般管理費		**1,098,892**
営業損失		**△255,940**
営業外収益		
受取利息及び配当金	307	
為替差益	8,786	
補助金収入	4,589	
保険返戻金	4,980	
その他	3,473	22,136
営業外費用		
支払利息	68,964	
支払手数料	22,216	
その他	6,721	97,902
経常損失		**△331,706**
特別利益		
子会社株式売却益	6,328	6,328
特別損失		
固定資産除却損	4,495	
関係会社株式評価損	13,872	18,368
税金等調整前当期純損失		**△343,745**
法人税、住民税及び事業税	14,528	
法人税等調整額	24,125	38,654
当期純損失		**△382,399**
非支配株主に帰属する当期純利益		**4,320**
親会社株主に帰属する当期純損失		**△386,720**

連結株主資本等変動計算書

（2023年７月１日から
2024年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	217,457	151,253	1,833,219	△336	2,201,593
当期変動額					
新株の発行	6,256	6,256			12,512
剰余金の配当			△42,912		△42,912
親会社株主に帰属する当期純損失			△386,720		△386,720
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			－		－
当期変動額合計	6,256	6,256	△429,632	－	△417,120
当期末残高	223,713	157,509	1,403,586	△336	1,784,472

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	401	△6,694	△6,293	5,600	802	2,201,703
当期変動額						
新株の発行						12,512
剰余金の配当						△42,912
親会社株主に帰属する当期純損失						△386,720
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,929	△1,172	756	△240	3,071	3,588
当期変動額合計	1,929	△1,172	756	△240	3,071	△413,531
当期末残高	2,330	△7,867	△5,536	5,360	3,874	1,788,171

貸借対照表

（2024年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,317,410**	**流動負債**	**2,161,234**
現金及び預金	872,204	営業未払金	60,088
営業未収入金	6,672	短期借入金	1,076,000
販売用不動産	1,866,549	１年内償還予定の社債	10,000
仕掛販売用不動産	1,262,814	１年内返済予定の長期借入金	759,695
前渡金	152,362	リース債務	2,750
前払費用	28,362	未払金	117,553
短期貸付金	32,520	未払法人税等	1,154
未収入金	78,828	前受金	43,822
その他	56,226	預り金	66,136
貸倒引当金	△39,130	1年以内返済予定の長期割賦未払金	9,559
固定資産	**1,572,586**	その他	14,473
有形固定資産	**1,278,455**	**固定負債**	**1,973,478**
建物	562,831	長期借入金	1,862,672
車両運搬具	0	受入保証金	59,616
工具、器具及び備品	1,160	リース債務	6,364
土地	706,524	長期割賦未払金	43,797
リース資産	7,938	繰延税金負債	1,027
無形固定資産	**3,462**	**負債合計**	**4,134,713**
ソフトウエア	3,462	（純資産の部）	
投資その他の資産	**290,669**	**株主資本**	**1,747,592**
投資有価証券	13,958	**資本金**	**223,713**
関係会社株式	147,640	**資本剰余金**	**157,509**
会員権	8,025	資本準備金	157,509
出資金	300	**利益剰余金**	**1,366,706**
差入保証金	22,333	その他利益剰余金	1,366,706
保険積立金	46,508	繰越利益剰余金	1,366,706
長期前払費用	50,827	**自己株式**	**△336**
その他	1,075	**評価・換算差額等**	**2,330**
		その他有価証券評価差額金	**2,330**
		新株予約権	**5,360**
		純資産合計	**1,755,283**
資産合計	**5,889,996**	**負債純資産合計**	**5,889,996**

損 益 計 算 書

（2023年７月１日から
2024年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,635,881**
売上原価		**3,933,949**
売上総利益		**701,931**
販売費及び一般管理費		**973,793**
営業損失		**△271,861**
営業外収益		
受取利息及び配当金	670	
業務受託手数料	8,000	
助成金収入	3,255	
保険返戻金	4,980	
その他	417	17,324
営業外費用		
支払利息	67,535	
社債利息	227	
支払手数料	22,216	
貸倒引当金繰入額	3,943	
その他	5,840	99,764
経常損失		**△354,301**
特別利益		
子会社株式売却益	9,999	9,999
特別損失		
固定資産除却損	4,495	
関係会社株式評価損	13,872	18,368
税引前当期純損失		**△362,669**
法人税、住民税及び事業税	5,097	
法人税等調整額	24,125	29,223
当期純損失		**△391,892**

株主資本等変動計算書

（2023年７月１日から
2024年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	217,457	151,253	151,253	1,801,511	1,801,511	△336	2,169,885
当期変動額							
新株の発行	6,256	6,256	6,256				12,512
剰余金の配当				△42,912	△42,912		△42,912
当期純損失				△391,892	△391,892		△391,892
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	6,256	6,256	6,256	△434,805	△434,805	－	△422,293
当期末残高	223,713	157,509	157,509	1,366,706	1,366,706	△336	1,747,592

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	401	401	5,600	2,175,887
当期変動額				
新株の発行				12,512
剰余金の配当				△42,912
当期純損失				△391,892
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,929	1,929	△240	1,689
当期変動額合計	1,929	1,929	△240	△420,603
当期末残高	2,330	2,330	5,360	1,755,283

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年８月26日

株式会社デュアルタップ
　取締役会　御中

東邦監査法人
東京都千代田区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　佐藤　淳
指定社員 業務執行社員　公認会計士　小山雄司

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社デュアルタップの2023年７月１日から2024年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デュアルタップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年８月26日

株式会社デュアルタップ
　取締役会　御中

東邦監査法人
東京都千代田区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　佐藤　淳
指定社員 業務執行社員　公認会計士　小山雄司

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社デュアルタップの2023年７月１日から2024年６月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年７月1日から2024年６月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年８月26日

株式会社デュアルタップ　監査等委員会

監査等委員（社外取締役）　篭　原　一　晃　㊞

監査等委員（社外取締役）　酒　井　康　弘　㊞

監査等委員（社外取締役）　木呂子　義　之　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第18期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金12.50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は43,205,163円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
2024年９月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	臼井　貴弘（うすい　たかひろ） (1977年７月23日) 再任	1996年５月　㈱光通信入社 2000年５月　㈱フレッグインターナショナル入社 2002年12月　同社取締役営業部長 2005年11月　㈱ティー・バイ・エスインターナショナル 設立 同社代表取締役社長 2006年８月　当社設立 同社代表取締役社長（現任） 2011年５月　㈱D-style（㈱Dualtap Property Management） 設立　同社代表取締役 2012年７月　㈱Duta Pacific Management （現㈱Dualtap International）設立 同社取締役 2014年３月　㈱Dualtap Property Management 取締役 2015年11月　㈱デュアルタップ合人社ビルマネジメント 取締役（現任） 2017年10月　㈱デュアルタップコミュニティ設立 同社代表取締役社長 ㈱Dualtap Property Management 代表取締役社長 ㈱Dualtap International 代表取締役社長（現任） DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.　Director（現任） 2018年７月　㈱建物管理サービス 代表取締役社長 2020年７月　㈱デュアルタップコミュニティ 代表取締役会長（現任） ㈱建物管理サービス 代表取締役会長（現任） 2020年９月　㈱デュアルタップグロウス 代表取締役会長	181,000株
		【取締役候補者とした理由】 臼井貴弘氏は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、グループ経営における豊富な経験と実績を有し、経営の指揮を執り続けています。当社グループの持続的な発展・企業価値向上を目指すうえで、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	藤村　由美（ふじむら　ゆみ） (1961年１月13日) 再任	1985年２月　㈱アイリス館入社 1991年６月　井原住販入社 1996年11月　㈱フレッグインターナショナル入社 2008年７月　当社入社 2016年９月　当社取締役開発部長 2017年７月　当社取締役開発事業部長 2018年12月　当社取締役開発事業部長兼営業部長 2020年１月　当社取締役開発事業部長（現任）	20,700株
		【取締役候補者とした理由】 藤村由美氏は、開発体制の強化を図るため当社に入社以来、不動産業界における豊富な業務経験と知見・能力を活かし、当社の開発業務に多大に寄与しています。今後も当社グループの開発業務の発展に寄与する人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。	
3	大野　慎也（おおの　しんや） (1977年10月７日) 新任	2002年４月　オリックス㈱入社 2006年３月　同社投資銀行本部 2007年10月　同社投資銀行本部主任 2009年３月　同社リスク管理本部 2016年10月　同社リスク管理本部課長 2017年10月　同社輸送機器事業本部　船舶投融資グループ 2020年３月　オリックス自動車㈱出向 社長室シニアマネージャー 2023年３月　同社社長室兼レンタカー本部ソリューション推進室 2024年４月　当社入社　執行役員経営企画室長（現任）	－
		【取締役候補者とした理由】 大野慎也氏は、事業戦略の推進及び、企業価値の向上を図るため執行役員経営企画室長として当社に入社以来、金融業界の経験を活かし、財務経理部を管掌しながら当社グループの管理体制の強化を図っています。当社グループの事業戦略の推進及び、企業価値の向上に寄与する人材と判断し取締役候補者としました。	

（注）１．大野慎也氏は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、機動的な監査の実施を図るために監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	篭原（かごはら） 一晃（かずあき） (1967年3月4日) 再任	1995年３月　朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2001年10月　篭原公認会計士事務所開設 所長（現任） 2011年６月　ビジネスソリューションパートナーズ㈱（現 ㈱企業財務研究所） 代表取締役（現任） 2011年６月　ジーエルサイエンス㈱ 監査役 2015年６月　ジーエルサイエンス㈱ 取締役監査等委員（現任） 2022年９月　当社社外取締役［監査等委員］（現任）	－株
2	酒井（さかい） 康弘（やすひろ） (1961年8月20日) 再任	1985年４月　野村證券㈱入社 2000年12月　第一通信㈱入社 2001年１月　同社取締役 2001年８月　同社常務取締役 2002年１月　㈱リロ・ホールディング（現 ㈱リログループ）執行役員 ㈱イー・テレサービス 取締役 2005年５月　㈱メディア工房 入社 2006年11月　同社取締役 2008年１月　イーグルホールディングス㈱ 入社 2009年６月　同社取締役 2011年１月　ＳＴ合同会社設立 代表社員 2012年３月　㈱メディア工房 顧問 2012年11月　同社取締役（現任） 2015年２月　当社社外監査役 2016年９月　当社社外取締役［監査等委員］（現任）	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	木呂子 義之（きろこ よしゆき） （1966年6月13日） 再任	1990年４月 ㈱太陽神戸三井銀行（現 ㈱三井住友銀行）入行 2004年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）（現職） 2012年11月 ㈱SHIFT 社外監査役 2015年９月 当社社外取締役 2016年９月 当社社外取締役［監査等委員］（現任） 2018年５月 Personal Capital ㈱取締役（現任） 2019年３月 ㈱フィスコ 社外取締役（現任） 2021年６月 ATK Partners㈱ 代表取締役（現任）	2,000株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．篭原一晃氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。本総会終結の時をもって各氏の在任期間は、篭原一晃氏は2年、酒井康弘氏及び木呂子義之氏は８年となります。

（1）篭原一晃氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的知識に基づき、適切に監査を行っていただいており、監査等委員である取締役として適任でありますので、選任をお願いするものであります。また、同氏は社外監査等委員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により監査等委員である取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（2）酒井康弘氏は、主に金融機関での株式市場に関する専門知識と企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づき、適切な監査機能を行っていただいており、監査等委員である取締役として適任でありますので選任をお願いするものであります。

（3）木呂子義之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する経験が豊富であり、幅広い知見を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を発揮していただけるものと判断し、監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等から、当社における内部統制及びコンプライアンスの強化等に適任であると考えております。

３．当社と篭原一晃氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、各氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き同様の契約を締結する予定であります。

４．当社は、篭原一晃氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏の各氏について東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認され、各氏が選任された場合には改めて各氏を独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

１．提案の理由

当社の取締役の金銭報酬額は2016年９月29日開催の第10回定時株主総会において、年額250,000千円以内とご承認をいただいております。

今般、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役は含まない、以下「対象取締役」という。）に対して、既存の報酬枠とは別枠で、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することにつきご承認をお願いしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して「業績連動型株式報酬」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭（以下、単に「金銭」という。）といたします。加えて、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものといたします。

対象取締役に支給する、本制度に係る金銭報酬債権の総額は各対象期間（３ヶ年の事業年度）につき年額100,000千円以内といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は自己株式の処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、各対象期間（３ヶ年の事業年度）につき250千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。

なお、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象取締役（監査等委員でない取締役）は３名となります。

２．本制度（業績連動型株式報酬制度）の概要

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し、取締役会が定める期間中の業績にかかる評価指標を取締役会にてあらかじめ設定した上で、使途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は自己株式処分(以下「交付」という。)し、これを保有させるものです。ただし、当社は、対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等をすることができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除されると同時に金銭を支給し、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還(譲渡)するものといたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。譲渡制限期間及び業績達成条件その他本制度の運用全般に関する事項については、当社の取締役会において決定いたします。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、原則3年以上で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除

上記（1）の定めに関わらず、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、このうち当社の取締役会があらかじめ設定した業績目標達成度に応じた数の株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（3）本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（5）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋人形町一丁目１番17号
日本橋社会教育会館　８階ホール
TEL 03－3669－2102



交通のご案内

地下鉄　●人形町　　徒歩約４分　都営浅草線（Ａ６）・東京メトロ日比谷線（Ａ２）
　　●水天宮前　徒歩約５分　東京メトロ半蔵門線（８番出口）
都バス　●水天宮前　徒歩約５分
江戸バス（コミュニティバス）　●人形町駅　徒歩約２分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。